

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

| | |
|---|---|
| ○診療放射線技師法施行細則..... (医務薬務課) | 1 |
| ○理学療法士及び作業療法士法施行細則..... (医務薬務課) | 1 |
| ○視能訓練士法施行細則..... (医務薬務課) | 1 |
| ○北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (地方労働委員会総務課) | 2 |
| 北 海 道 北海道教育委員会 訓令 北海道警察本部 | |
| ○北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令... (知事政策部参事) | 2 |
| ○消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令..... (生活振興課) | 3 |
| 北 海 道 北海道教育委員会 訓令 北海道企業局 | |
| ○北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令..... (産業立地課) | 3 |
| 告 示 | |
| ○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究手当の額の一部改正 (人事課) | 3 |
| ○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2号の規定による離島その他医学研究 調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正..... (人事課) | 4 |
| ○北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正..... (計画室) | 4 |
| ○北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正 (都市計画課) | 4 |

規 則

診療放射線技師法施行細則をここに公布する。
平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第87号

診療放射線技師法施行細則

診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)、診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)及び診療放射線技師法施行規則(昭和26年厚生省令第33号)の規定により知事を経由して厚生労働大臣等に提出する書類は、住所地又は所在地が地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市の区域内にある場合を除きすべて最寄りの保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理学療法士及び作業療法士法施行細則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第88号

理学療法士及び作業療法士法施行細則

理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)及び理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和40年厚生省令第47号)の規定により知事を経由して厚生労働大臣等に提出する書類は、住所地又は所在地が地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市の区域内にある場合を除きすべて最寄りの保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

視能訓練士法施行細則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第89号

視能訓練士法施行細則

視能訓練士法(昭和46年法律第64号)、視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)及び視能訓練士法施行規則(昭和46年厚生省令第28号)の規定により知事を経由して厚生労働大臣等に提出する書類は、住所地又は所在地が地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市の区域内にある場合を除きすべて最寄りの保健所長を経由しなければならない。

附 則

子供と高齢者の交通事故を防ぐ春の全国交通安全運動

この規則は、公布の日から施行する。

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第90号

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（課）

第2条 事務局に次に掲げる課を置く。

総務課

審査課

調整課

第2条の次に次の1条を加える。

（グループ）

第2条の2 前条の規定により設けられた総務課の事務を効率的に処理するため、グループを置く。

第3条の審査課の事項第2号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第5条」を「第5条第2項」に改め、同事項第5号中「第42条による」を「第42条の」に改め、同条の調整課の事項第3号中「第20条の」を「第20条第2項の規定による」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「係」を「グループ」に改め、同条第2項中「係」を「グループ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「前2項の規定」を「グループの分掌事務又は課員の事務分担の定め」に改める。

第5条第1項の表中

| | | |
|---|------|------------------------|
| | 課長補佐 | 課長を補佐し、課の事務を整理する。 |
| 係 | 係 長 | 上司の命を受け、係の事務を処理し、掌理する。 |

を

| | | |
|--|-----|-----------------------------------|
| | 主 幹 | 上司を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。 |
|--|-----|-----------------------------------|

に改める。

第5条の2第1項の表中

| | |
|-----|--|
| 参 事 | 上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。 |
| 主 幹 | 上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事する。 |

を

| | |
|-----|--|
| 参 事 | 上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。 |
|-----|--|

に改める。

第6条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3号を削る。

第7条を次のように改める。

（職の任命）

第7条 第5条、第5条の2及び前条第1号に定める職は事務吏員のうちから、前条第2号に掲げる職は吏員のうちから会長の同意を得て知事が命ずる。別表第2タイプストの項及び公務補の項並びに別表第3を削る。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

| | |
|-----------|-------|
| 総務課長補佐 | 総務課主幹 |
| 総務課総務係長 | 総務課主査 |
| 総務課企画調整係長 | 総務課主査 |
| 審査課長補佐 | 審査課主幹 |
| 調整課長補佐 | 調整課主幹 |

北 海 道
北海道教育委員会 訓 令
北海道警察本部

北 海 道
北海道教育委員会訓令第2号
北海道警察本部

部 局

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 島津 宏興
北海道警察本部長 芦刈 勝治

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「議長とし」の次に「、知事政策部長」を加え、「、産業政策推進室長」を削る。

第7条中「経済部産業政策推進室」を「知事政策部参事」に改める。

別表中

| |
|--------|
| 総合企画部長 |
| 政策室長 |

 を

| |
|--------|
| 知事政策部長 |
| 企画振興部長 |

 に改め、産業政策推進

室長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

北海道
北海道教育委員会訓令第3号
北海道警察本部

庁 中 一 般
部 局

消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 島津 宏興
北海道警察本部長 芦刈 勝治

消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令

消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「知事室長」を「知事政策部知事室長」に改める。

第6条第4項中「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室長たる」を「環境

生活部生活文化・青少年室生活振興課参事である」に改める。

第7条中「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室」を「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

北海道
北海道教育委員会訓令
北海道企業局

北海道
北海道教育委員会訓令第4号
北海道企業局

庁 中 一 般
部 局

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 島津 宏興
北海道公営企業管理者 小笠原 紘一

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令

北海道苫小牧東部開発本部規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、政策室長、産業政策推進室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第359号

昭和47年北海道告示第1162号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

第1項の表北海道保健所及び北海道立病院の項中「北海道保健所」を「北海道保健福祉事

務所」に、「所(院)長」を「保健福祉部長及び地域保健部長並びに院長」に改める。

第3項中「保健所」を「保健福祉事務所」に、「所(院)長」を「保健福祉部長及び地域保健部長」に改める。

北海道告示第360号

昭和53年北海道告示第938号(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

表中 「

| |
|------------------------|
| 北海道立本岐診療所 北海道立白滝診療所 |
|------------------------|

」 を 「

| |
|-----------|
| 北海道立白滝診療所 |
|-----------|

」 に改める。

北海道告示第361号

昭和40年北海道告示第601号(北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 第1の事項中「総合企画部土地水対策課」を「企画振興部計画室」に改める。

北海道告示第362号

平成元年北海道告示第1949号(北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1の事項、8の事項、9の事項、11の事項及び11の2の事項中「北海道建設部まちづくり推進課」を「北海道建設部都市計画課」に改める。